

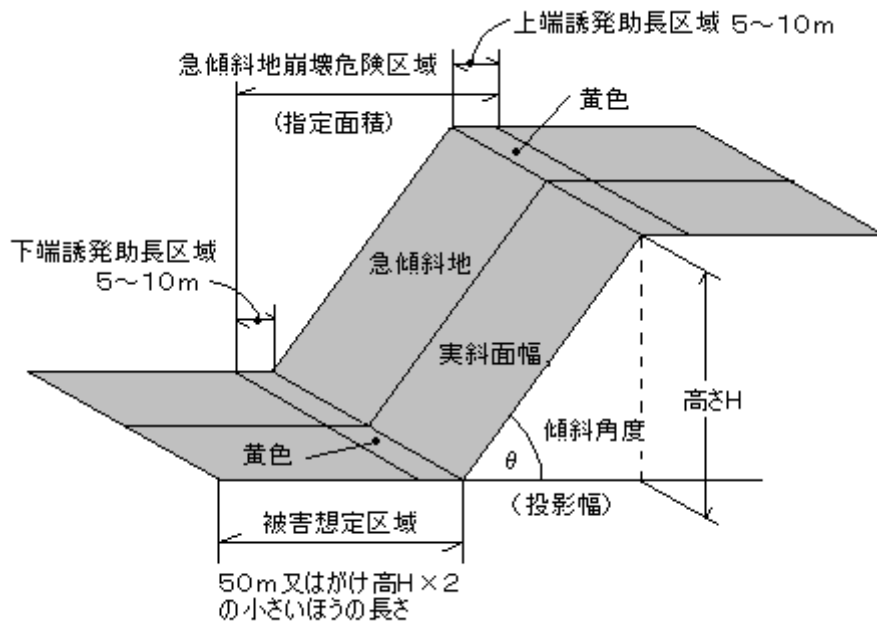
## 6. 条例、細則

コード番号	取扱い区分
6-001	解釈

施行年月日 昭和59年4月1日  
 改正年月日  
 廃止年月日

**事例 災害危険区域の範囲**

下図の急傾斜地崩壊危険区域とする。



**【関係法令等】**

- ・法第39条
- ・条例第3条

コード番号	取扱い区分
6-002	解釈

施行年月日 昭和59年4月1日  
改正年月日 平成11年5月1日  
廃止年月日

## 事例 条例第6条の接道の取扱いについて

---

1カ所で6m以上必要。

---

### 【関係法令等】

- ・法第43条第3項
- ・条例第6条

コード番号	取扱い区分
6-004	解釈

施行年月日 昭和59年4月1日  
改正年月日  
廃止年月日

**事例** 条例第23条第1項中「現に幅員4 m以上の道路」の取扱いについて

---

法第42条第2項の道路は含まない。

---

**【関係法令等】**

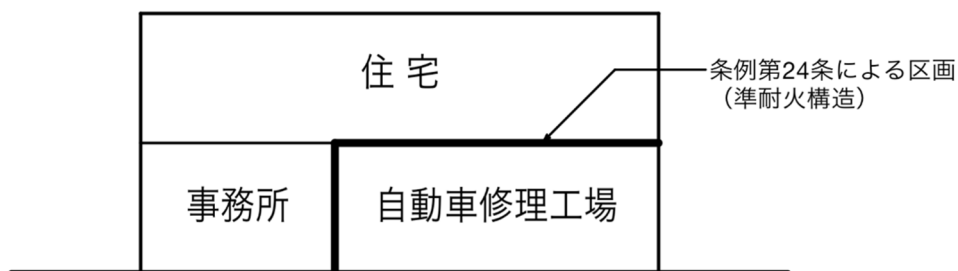
- ・法第42条第2項、法第43条第2項
- ・条例第23条第1項

コード番号	取扱い区分
6-005	解釈

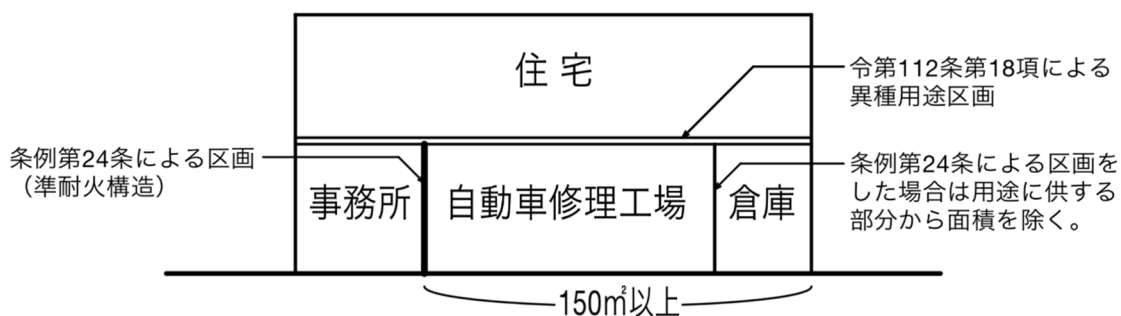
施行年月日 昭和59年4月1日  
 改正年月日 令和8年4月1日  
 廃止年月日

## 事例 条例第24条による自動車修理工場の区画について

(1) 自動車修理工場の用途に供する部分が50㎡を超え150㎡未満の場合



(2) 自動車修理工場の用途に供する部分が150㎡以上の場合



- ※ 屋根が折板表し等の場合は屋根と壁のすきまは不燃材料（屋根と同等以上）で可とする。
- ※ 用途の判断については、「2-d-10」を参照。

### 【関係法令等】

- ・ 法第40条
- ・ 令第112条第18項
- ・ 条例第24条、例規2-d-10

コード番号	取扱い区分
6-007	指導

施行年月日 昭和59年4月1日  
改正年月日 令和5年7月1日  
廃止年月日

**事例** 細則第5条第1項第4号の建築物及び工作物確認申請書の添付書類として建築主事が必要と認めるものとは

**【特定行政庁群馬県のみ扱い】**

原則として下記のものとする。

- a. 誓約書（別記様式1） 法第42条第2項道路に接している場合
- b. 公図の写し
- c. 他法令の許可書の写し等
  - ・急傾斜地崩壊危険区域内一許可書の写し
  - ・建築許可・認定一許可書・認定書の写し※省令第1条の3「許可・認定の内容に適合することの確認に必要な図書」参照。
- d. 施設の構造設備基準照合済書の写し（別記様式2）  
旅館業法、公衆浴場法、医療法に係る特殊建築物（ホテル、旅館、簡易宿泊所、下宿、映画館、演芸場、公衆浴場、病院、診療所、助産所、等）の場合  
※独立行政法人国立病院機構の病院、国立大学法人の病院及び国立療養所については不要。
- e. 浄化槽仕様書（群馬県浄化槽指導要綱－別記様式第2）  
し尿浄化槽の新設、又は増設がある場合
- f. 消防署への同意（法第93条第1項）又は通知（法第93条第4項）に関わる図書
  - ・建築物－消防同意用の副本又は省令別記第3号様式（建築計画概要書）
  - ・建築設備－省令別記第8号様式（確認申請書（昇降機））の第二面
- g. その他  
敷地の接道状況写真

**【関係法令等】**

- ・規則第1条の3
- ・細則第5条第4号

誓 約 書

今回私が建築物の確認申請をしようとする建築場所の敷地に接する道は、建築基準法第42条第2項の道でありますから、添付配置図の道路とみなす境界線（道路後退線）から突出して建築物はもちろん、門、塀、擁壁等は一切設けないことを堅く誓約いたします。

年 月 日

申請者 住所  
氏名

建築主事 様

施設の構造設備基準照合依頼書

年 月 日

保健福祉事務所長 様

依頼人 住所  
氏名

この計画書（図面）が、旅館、公衆浴場、興行場、病院等の構造設備の基準に適合するかどうか、ご審査願います。

照 合 済 書

年 月 日

様

保健福祉事務所長

印

この計画書（図面）は、旅館、公衆浴場、興行場、病院等の法令及び条例等で定める構造設備の基準に適合しています。

- （注）1. 不要の文字は消去してください。  
2. 次の箇所（部分）が不適合ですから修正させました。
- (1)
  - (2)
  - (3)
  - (4)

浄化槽仕様書

年 月 日

設置者の住所

ふりがな

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

1. 設置場所の地名地番			
2. 種類	①浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 (名称 認定番号 ) ②その他		
3. 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水		
4. 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積	m <sup>2</sup>		
5. 処理対象人員及び算定根拠	人		
6. 処理能力	イ 日平均汚水量	m <sup>3</sup> /日	
	ロ 生物化学的酸素要求量の除去率	%	
	ハ 放流水の生物化学的酸素要求量	mg/l	
7. 放流先又は放流方法	①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤地下浸透 ⑥その他 ( )		
8. 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称	登録番号	
9. 着工予定年月日	年 月 日	10. 使用開始 予定年月日	年 月 日
11. その他特記すべき事項			
12. 建築基準法に基づく浄化槽の種類【該当箇所をチェックをお願いします】			
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が定めた構造方法を用いる場合 (昭和55年建設省告示第1292号) 告示 (第1292号 第 第 号 ) 処理方式 ( ) <input type="checkbox"/> 国土交通大臣の認定を受けた場合 (法第31条第2項の認定又は令第35条第1項の認定) 認定番号 ( ) <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <input type="checkbox"/> 型式適合認定 (法第68条の10第1項) 認定番号 ( ) <input type="checkbox"/> 型式部材製造者認証 (法第68条の20第1項) 認証番号 ( )			
13. 添付図書			
①案内図、②配置図 (浄化槽の設置、排水系統図、放流経路、放流先、方位、道路等を記載したもの)、③構造図、④仕様書、⑤処理工程図、⑥設計計算書、⑦浄化槽を設置しようとする建築物の平面図、⑧建築基準法第31条第2項の認定に係る認定書の写し又は建築基準法施行令第35条第1項の認定書の写し、⑨建築基準法第68条の10第1項の認定を受けた型式の認定書の写し (別添仕様書および図面を含む)、⑩建築基準法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等に係る認定書の写し、⑪浄化槽法第13条の認定に係る認定書 <input checked="" type="checkbox"/> 国土交通大臣が定めた構造方法を用いる場合・①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、(⑪) <input checked="" type="checkbox"/> 国土交通大臣の認定を受けた場合・①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、(⑪) <input checked="" type="checkbox"/> 型式適合認定による場合・①、②、⑦、⑨又は (社) 浄化槽システム協会作成図面集、⑪ <input checked="" type="checkbox"/> 型式部材製造者認証による場合・①、②、⑦、⑩、⑪			

行政庁記入欄

--

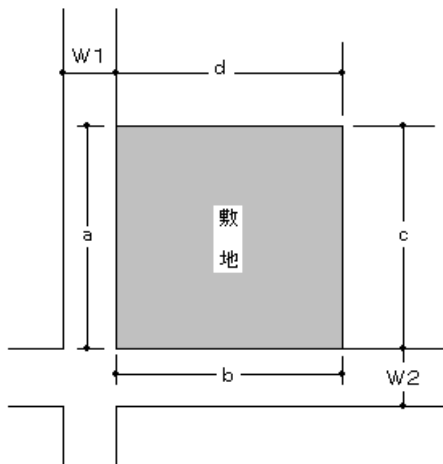
- (注意) 1 2欄、3欄及び7欄は、該当する事項を○で囲むこと。  
 2 11欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。  
 3 添付図書欄、型式適合認定による場合で、建築基準法第38条 (旧法第38条 (平成12年改正前の昭和55年建設省告示第1292号第13) による方式) による場合は⑧を添付すること。

コード番号	取扱い区分
6-008	解釈

施行年月日 昭和59年4月1日  
 改正年月日 令和元年7月1日  
 廃止年月日

**事例** 細則第19条角地の指定の取扱いについて

1号



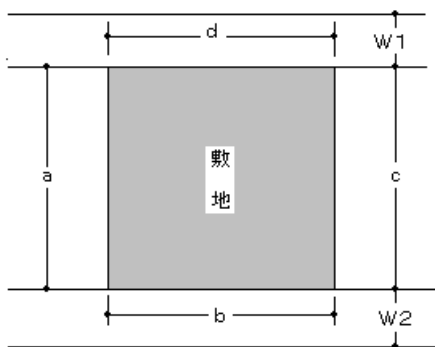
$$W1 + W2 \geq 10\text{m}$$

かつ

$$a + b \geq (a + b + c + d) / 3$$

ただしW1とW2は、どちらか一方が法第42条第2項道路でも可。

2号



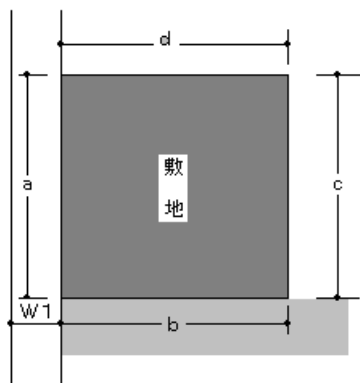
$$W1 + W2 \geq 10\text{m}$$

かつ

$$b + d \geq (a + b + c + d) / 3$$

ただしW1とW2は、どちらか一方が法第42条第2項道路でも可。

3号(1)

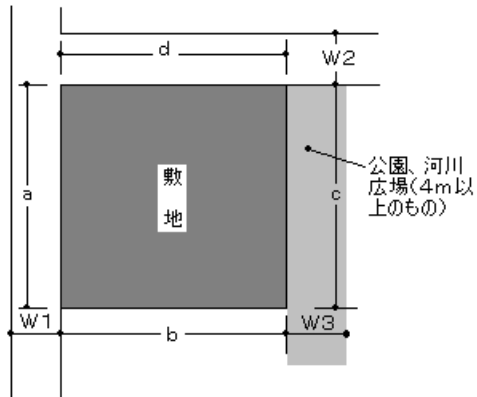


b, c, dのいずれかが公園、河川、広場で、その幅員と道路幅員(W1)を合せて幅員合計が10m以上。

ただし、公園、河川、広場の幅員が4m以上のものとする。bが公園とすると、

$$a + b \geq (a + b + c + d) / 3$$

3号(2)

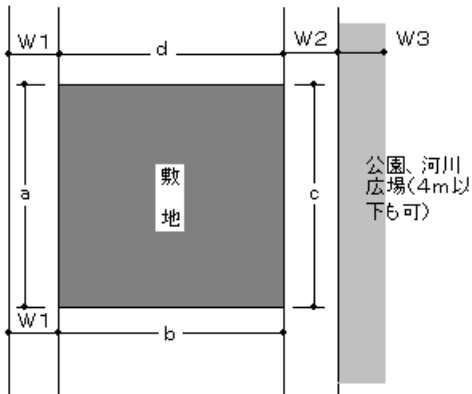


$$W1 + W2 + W3 \geq 10\text{m}$$

かつ

$$a + c + d \geq (a + b + c + d) / 3$$

3号(3)



$$W1 + W2 + W3 \geq 10\text{m}$$

かつ

$$a + c \geq (a + b + c + d) / 3$$

※線路敷（高架のものは除く）も公園、河川、広場と同様に扱う。

※通常、法第42条第2項道路の幅員は4mとみなす。

※法第68条の2に基づく地区計画条例において建蔽率が制限される場合、細則第19条角地の指定による緩和は適用されない。

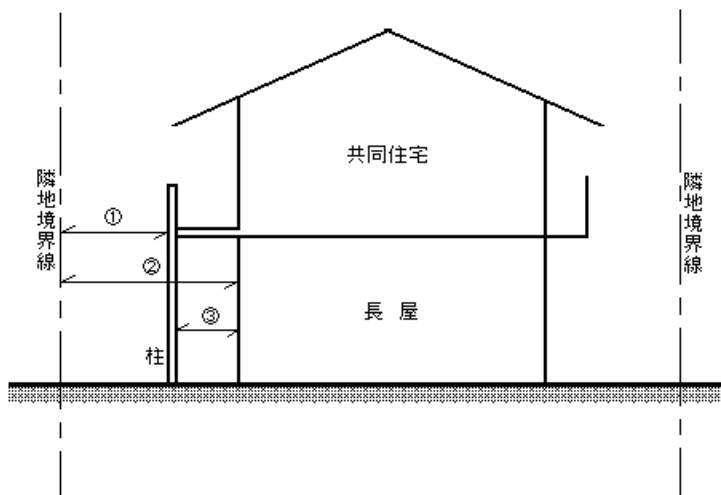
#### 【関係法令等】

- ・法第53条第3項第2号
- ・法第68条の2
- ・細則第19条

コード番号	取扱い区分
6-009	解釈

施行年月日 平成3年11月12日  
改正年月日 平成26年8月1日  
廃止年月日

**事例** 条例第19条及び第26条による共同住宅及び長屋の主要出入口の前面通路の幅員の取り方について



- ① 原則とする
- ② は、避難上支障がない柱でかつ通路部分に段差がなく、容易に通行できるものは可
- ③ を廊下状(手すり等を設けたもの)にした場合は共同住宅として扱う

**【関係法令等】**

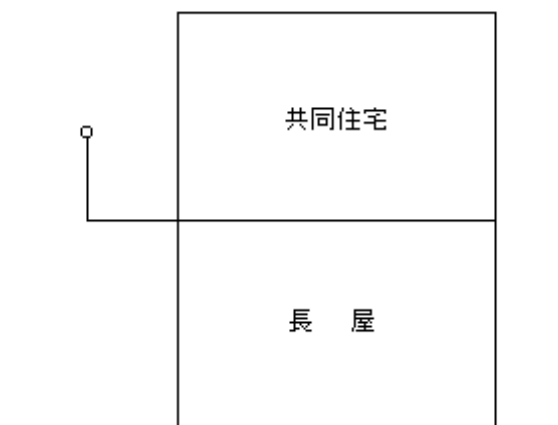
- ・ 法第40条
- ・ 条例第19条、条例第26条

コード番号	取扱い区分
6-011	解釈

施行年月日 昭和61年8月1日  
改正年月日 平成26年8月1日  
廃止年月日

**事例** 1棟に共同住宅と長屋がある場合の条例第19条と第26条第1号の通路の取扱いについて

---



別々に扱うが、通路が重複する部分については、各々の面積の合計によって算定した通路幅とする。

---

**【関係法令等】**

- ・法第40条
- ・条例第19条、条例第26条

コード番号	取扱い区分
6-012	解釈

施行年月日 平成元年7月6日  
改正年月日 平成14年4月1日  
廃止年月日

**事例** 細則第6条第2項でいう住宅は、賃貸住宅を含むか。

---

自己居住用住宅に限る。

---

**【関係法令等】**

・細則第6条第2項

コード番号	取扱い区分
6-016	解釈

施行年月日 平成4年2月21日  
改正年月日  
廃止年月日

## 事例 条例第25条の車庫内の出入口について

車庫等の内に設ける出入口で、居室以外で軽微な倉庫・物置等のための出入口についてはこの限りでない。

### 【関係法令等】

- ・法第40条
- ・条例第25条

コード番号	取扱い区分
6-018	手続き

施行年月日 平成8年4月1日  
改正年月日 平成14年4月1日  
廃止年月日

## 事例 確認申請書に添付する防災計画書で、別棟の既存建築物の記載及び図面の添付について

防災計画書別記様式第3号の2は、敷地全体の概要を記入し、棟別の概要の別記様式第3号の2別紙は、申請建築物（細則第12条に規定する以外のもは不要）のみ記載する。

配置図には既存建築物を含め全建築物を記入し、平面図には申請建築物（細則第12条に規定する建築物以外のもは不要）のみ添付する。なお、平面図に記入する換気設備には換気扇等の位置を記入し、ダクトの記入は不要とする。

### 【関係法令等】

- ・細則第5条第3号

コード番号	取扱い区分
6-019	解釈

施行年月日 平成9年4月1日  
改正年月日 令和5年7月1日  
廃止年月日

## 事例 建築確認済証発行後、浄化槽の仕様を変更する手続きについて (浄化槽仕様書の内容変更について)

- 1 計画変更確認申請によるもの
  - ① 処理対象人員の増加又は浄化槽人槽の減少を伴うもの
  - ② BOD除去率の低下又は放流水のBODの上昇を伴う浄化槽の変更を伴うもの  
(10人槽以下の一戸建ての住宅に供する場合の変更を除く)
  - ③ 処理方式の変更を伴うもの  
(性能・能力の低下(処理できる人員の減少、放流水質(BOD等)の悪化)がなく、かつ、大臣認定を受けているものに変更する場合を除く)
  - ④ その他建築主事が必要と認めるもの
- 2 1以外については環境森林事務所または保健所等と協議のうえ浄化槽法の手続きによることとする。なお、浄化槽法の手続きには、下記のものがある。
  - ① 浄化槽変更届出書(浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令(共同省令)別記様式第2号)  
浄化槽変更届出書によった場合は、当該届出書に確認を受けた浄化槽仕様書の写し、及び浄化槽仕様変更概要書(群馬県浄化槽設置等事務処理要領-別紙)を添付すること。  
(書類の提出及び経由は浄化槽設置届出書と同様)
  - ② 浄化槽工事業者等変更報告書(群馬県浄化槽設置等事務処理要領-別記様式第3)  
環境森林事務所または保健所等と協議する。土木事務所への、写し等の提出は不要。

※浄化槽法手続き、様式は、「群馬県浄化槽指導要綱」を参照のこと。

群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課一般廃棄物係

<https://www.pref.gunma.jp/page/6981.html>

### 【関係法令等】

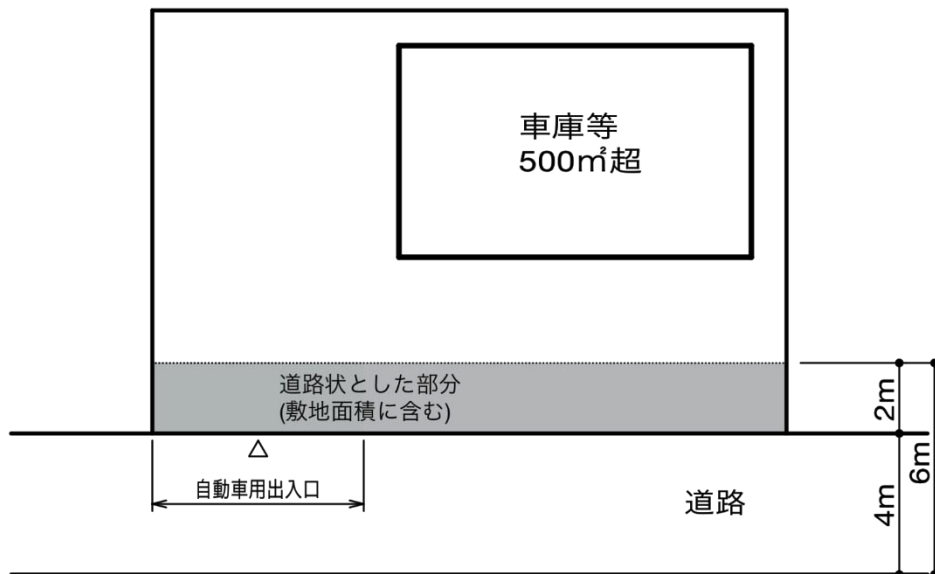
- ・法第31条
- ・令第32条
- ・規則第3条の2

コード番号	取扱い区分
6-020	解釈

施行年月日 平成10年4月1日  
改正年月日 令和7年4月1日  
廃止年月日

**事例** 条例第23条第1項で規定する、車庫等の床面積の合計が500㎡を超える場合の敷地において、前面道路の幅員が4 m以上6 m未満の場合、道路状にした敷地の一部分は、敷地面積に含まれるか

敷地の一部である。



**【関係法令等】**

- ・法第43条第2項
- ・条例第23条

コード番号	取扱い区分
6-021	解釈

施行年月日 平成10年4月1日  
改正年月日 平成22年4月1日  
廃止年月日

## 事例 細則第6条の手数料の減免の取扱いについて

第1項第1号 複数棟が同一申請の場合は、各棟ごとの手数料を算出し、その合計の二分の一とする。(例規1065昭和44年2月15日付建設省熊住指発1528号) 公営住宅法にもとづいて建築する集会場等についても算出した額の二分の一とする。

第2項 災害が発生した日から6月以内に着工する場合に手数料免除するものである。住宅以外の別棟の物置、作業所等は免除しない。  
火災により住宅を滅失した場合で手数料の免除を受けられる者は、罹災証明に記載された者又は罹災証明に記載された者と連名で申請する者に限る。  
その他の災害については行政庁の判断による。

第4項 知事(知事から事務委任を受けた者を含む)と同一会計である教育長又は警察本部長による計画通知は、計画通知手数料(構造計算適合性判定に要する手数料を除く)及び許可申請手数料を免除する。  
したがって、公営企業会計等の病院管理者、企業管理者等による計画通知は、手数料を免除しない。

### 【関係法令等】

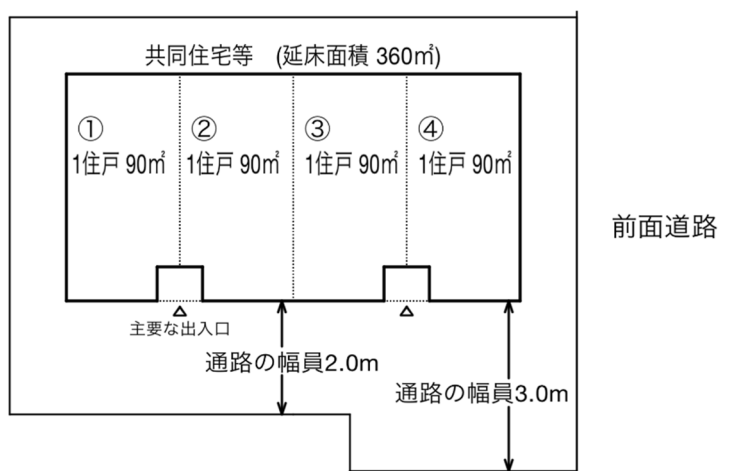
- ・細則第6条
- ・昭和44年2月15日付建設省熊住指発1528号

コード番号	取扱い区分
6-022	解釈

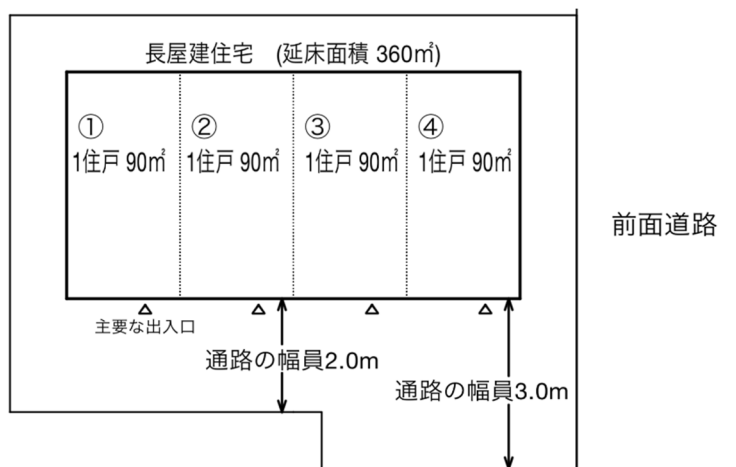
施行年月日 平成26年8月1日  
 改正年月日 令和8年4月1日  
 廃止年月日

**事例** 県条例第19条（共同住宅等の出入口と道路との関係）又は第26条（長屋の出入口と道路との関係）で規定する敷地内通路の取り扱いについて

共同住宅等又は長屋の主要な出入口が道路に面していない場合において、条例第19条第一号又は第26条第一号の規定に基づき設ける避難上有効な通路に必要な幅員は、棟単位の延床面積ではなく、当該通路に面する出入口を使用する部分の床面積の累計により計画することができるものとする。



共同住宅等の場合の例



長屋建住宅の場合の例

注) 上各図は、耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火建築物以外の場合の例図である。

①+②=180㎡ (200㎡未満) よって 通路の幅員を2m以上とする。

①+②+③+④=360㎡ (200㎡以上500㎡未満) よって 通路の幅員を3m以上とする。

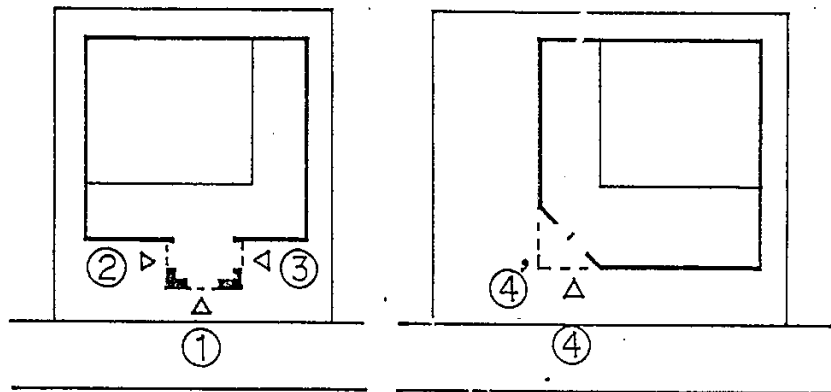
**【関係法令等】**

- ・ 法第40条
- ・ 条例第19条、第26条

コード番号	取扱い区分
6-023	解釈

施行年月日 平成27年7月1日  
改正年月日 令和6年4月1日  
廃止年月日

## 事例 県条例第10条「主要な出入口」とは



- ①②③に入口がある場合  
①を主要出入口として前面空地の規定を適用する
- ②③に入口がある場合  
②③を主要出入口として前面空地の規定を適用する
- ④に入口がある場合  
④を主要出入口として側面空地の規定を適用する
- ④'で前面、側面が判断しかねる場合  
安全側の規定を適用する

### 【関係法令等】

コード番号	取扱い区分
6-024	解釈

施行年月日 令和4年7月1日  
改正年月日  
廃止年月日

## 事例 興行場等の戸の開き方について

条例第10条の4第五号、第11条第五号、第11条の2第七号及び第12条第1項で規定する、興行場等の出入口の戸の扱いは、以下のとおりとする。

(1) 開き戸

避難方向に開くことができるものとする。

(2) (1)以外の戸

本条項号においては、不問とする。

例：引き戸

### 【関係法令等】

・条例第10条の4第5号、第11条第5号、第11条の2第7号、第12条第1項

コード番号	取扱い区分
6-025	解釈

施行年月日 令和5年7月1日  
改正年月日  
廃止年月日

## 事例 条例第21条ただし書きの公園、広場その他これらに類するものについて

条例第21条の規定は、不特定多数の者の利用により、集散の度が高い大型の物品販売業を営む店舗について、避難、通行及び消防上の見地から、その敷地の接道長さを、敷地外周の1/7（敷地奥行2.5に対し接道長さ1）以上とすることを規定したものである。

ただし書は、幅員6m以上の道路に代わる避難上、消防活動上有効な公園、広場その他これらに類する空地に半永久的に接するときの適用除外規定である。

### 「公園、広場その他これらに類する空地」の例

公園	<ul style="list-style-type: none"><li>都市公園法による公園又は緑地</li><li>公共団体が管理する公園又は緑地</li></ul>
広場	<ul style="list-style-type: none"><li>公共団体が管理する広場</li></ul>
その他これらに類する空地	<ul style="list-style-type: none"><li>都市計画公園で築造済のもの又は事業認可されており空地となっているもの</li><li>公共団体が管理する農道、緑道又は赤道</li></ul>

### 【関係法令等】

- 条例第21条ただし書き

コード番号	取扱い区分
6-026	手続き

施行年月日 令和6年4月1日  
改正年月日  
廃止年月日

**事例** 条例第4条ただし書きの「敷地の状況により・・・おそれがないと認める」場合の取扱いについて

---

災害危険区域担当課（群馬県県土整備部砂防課及び各土木事務所）と協議のうえ判断する。

---

【関係法令等】